

平成28年

# 12月定例会

## 渋川市手話言語条例を制定!!

### あらまし

平成28年12月定例会は、11月29日から12月12日までの14日間の日程で開催されました。市長専決処分の報告が1件、市長から提出された議案が28件（市道の廃止・認定各1件、字区域の変更1件、財産の無償貸付1件、人権擁護委員候補者の推薦1件、指定管理者の指定1件、条例の改正11件、条例の制定3件、補正予算8件）、請願が1件ありました。報告と人事案件を除く一般議案と請願は所管の常任委員会へ、補正予算は予算常任委員会へそれぞれ付託され審査を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

### 市長専決処分の報告

軽自動車が市道の陥没部を通過したことにより右側前輪がパンクした事案について、和解及び損害賠償の額の報告がありました。

### 財産の無償貸付

閉鎖した渋川市みかげデイスーパーセンター跡地の有効利用のため、土地と建物を「医療法人社団平形会」に無償で貸し付けるものです。この跡地が少子高齢化社会の諸課題に対応するための施設として有効に活用されることを期待し、全員一致で可決しました。

### 人権擁護委員候補者の推薦

高橋良枝氏の辞任に伴い、後任として堀地直博氏が全員一致で推薦されました。



道の駅おのこ

### 公の施設の指定管理者の指定

渋川市農産物直売所の指定管理者として「一般社団法人道の駅おのこ」を指定するものです。全員一致で可決しました。期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までです。

### 渋川市手話言語条例

手話は言語であるという認識に基づき、本市における手話への理解と普及に関する基本事項を定めるものです。ろう者及び手話への理解を深め、全ての市民の人権が守られ地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合い、共生する社会を実現するための条例です。全員一致で可決しました。

### 渋川市子育て支援総合センター条例

渋川総合病院跡地に開設予定の渋川市子育て支援総合センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるための条例を制定するものです。このセンターは子育てに関する情報交換及び世

### 代間の交流により地域社会

全体の交流により地域社会全体で子育て支援を推進するため設置するものです。全員一致で可決しました。



改修中の子育て支援総合センター

### 渋川市スカイテルメ渋川条例の一部を改正する条例

入館料の市内高齢者の対象年齢を65歳以上に改正するものです。渋川市赤城総合福祉セン

### ター条例と渋川市赤城の湯

ふれあいの家条例の一部改正も同様に、入館料の市内高齢者の対象年齢を65歳以上に改正するものです。全員一致で可決しました。

### 補正予算

一般会計予算に2億9340万8000円を追加し総額336億4099万8000円とするものです。特別会計補正予算は7件提出され、それぞれ全員一致で可決しました。

### 請願・陳情

「渋川駅周辺市街地の住環境及び安心安全なまちづくりを求める請願」について、願意妥当と認め採択し、市長に送付し、結果の報告を求めました。

# 常任委員会の審査

本会議から付託された議案の審査の主な内容は次のとおりです

## 総務市民常任委員会

**洪川市体育施設条例の一部を改正する条例**

**質疑** 来年度から、(仮称)北橋運動場が利用開始になるが、平日は北橋中学校の部活動に優先利用させる考えは。

**答弁** これまでの方針どおりで、そのように考えます。  
**質疑** 利用時間が午前8時30分からとなっているが、早朝から利用したい競技団体もある。どのような見解



廃止される赤城多目的運動場

か。

**答弁** これまで以上に柔軟に対応したいと思えますので、競技団体と調整します。  
**質疑** 体育施設は限られた競技団体が中心に利用している。もつと市民に利用しやすくする考えは。

**答弁** 一市民一スポーツを目標としていますので、競技団体と協議して、体験会や初心者指導会などを行いたいと思います。

また、体育協会が中心となって設立を目指している、総合型スポーツクラブと連携していきたいと思えます。付託された8議案すべて全会一致で可決しました。

### 請願審査

「洪川駅周辺市街地の住環境及び安心安全なまちづくりを求める請願」は、願意妥当として全会一致で採択しました。

## 委員会協議会

財政の状況及び今後の見通しと取り組みについての報告がありました。

## 経済建設常任委員会

**市道の廃止・認定について**

林業専用道洪川上ノ原線整備による路線変更と、市営小川田土地改良事業による路線変更に伴い、市道の廃止と認定をするものです。全会一致で可決しました。

**字区域の変更について**

赤城西麓北上野土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字区域を変更するものです。全会一致で可決しました。

**洪川市スカイテルメ洪川条例の一部を改正する条例**

入館料の市内高齢者の対象年齢を70歳から65歳に引き下げるものです。全会一致で可決しました。

**洪川市赤城の湯ふれあいの**

**家条例の一部を改正する条例**

利用料金に高齢者料金及び障害者料金を加えるため

の改正です。全会一致で可決しました。



あかぎの湯ふれあいの家

**洪川市簡易水道事業を洪川市水道事業に経営統合することに伴う関係条例の整理に関する条例**

洪川市簡易水道事業を洪川市水道事業に経営統合するものです。全会一致で可決しました。

### 委員会協議会

「洪川市及び吉岡町連携道路の整備」について説明がありました。有馬企業団地へのアクセス道路として拡幅が望まれていた市道1-2046号線ほか1路線、吉岡町道庚申塚5号線の整備を連携して行うものです。「市営住宅金井団地跡地

利用」について説明がありました。住宅団地として公売するものです。

## 教育福祉常任委員会

財産の無償貸付についてと洪川市子育て支援センター条例・洪川市手話言語条例について審査全会一致で可決しました。

**洪川市子育て支援総合センター条例**は、洪川総合病院跡地利用として、子育てに関する情報交換及び世代間の交流を図り、地域社会全体で子育て支援を進めるための条例です。

委員から、審査を進めるに当たり、平面図等の資料提供を求めましたが、内容が不十分で審査できませんでした。子育て支援センター各室ごとの面積、駐車場の位置や台数、運営にかかわる規則等の資料を再度請求し、一旦、継続としました。翌日、再度の資料提出があり、審査しました。施設完成時期は3月中旬の予定で、4月開所時の職員は2名です。

## 渋川市手話言語条例は、

手話は言語であるという認識に基づき、本市における手話の理解と普及に関する基本事項を定めたものです。

委員から、ろうあ者も交えて検討したので立派な条例になったが、絵に書いた餅にならないようにするべきであるとの意見がありました。その中で手話通訳は確保できたのかとの質疑がありました。したが、当局から、正職員の手話通訳者を確保できたと答弁がありました。

## 予算常任委員会

一般会計補正予算及び国民健康保険特別会計ほか計8件の補正予算を全会一致で原案のとおり可決しました。主な質疑は次のとおりです。

### 一般会計補正予算

**質疑** 渋川市民ゴルフ場財産取得事業に係る代物弁済の内容を。

**答弁** 貸付金の金銭消費対策契約と合わせて、債務履行として「代物弁済等予約に関する覚書」を締結して

おり、債務の代物弁済として、(株)渋川市民ゴルフ場の資産を譲渡するものです。

**質疑** ゴルフ場地権者は何人か。また用地取得等、今後どのように対処するのか。

**答弁** ゴルフ場開設当時の地権者は91人です。渋川市中村向島地区土地利用組合と土地貸借契約を締結し、土地寄付の要望を受け入れたと考えています。

**国民健康保険特別会計補正予算**

**質疑** 高額医療費の実態は。医療費の最高額と病名は。

**答弁** 高額医療費は年々増加傾向にあり、昨年度は高額薬剤等の影響により大幅な増加となりました。また、医療費の最高額は約700万円、病名は敗血症です。

**質疑** 高額医療費の今後の見通しは。

**答弁** 今後も医療の高度化等により医療費の高額化が予想されます。本市としてはデータヘルス計画に基づき保健事業に取り組み、健康寿命の増進を図ります。

## 第4回臨時会のあらまし 11月1日(火)

### 訴訟上の和解について

本件は、(仮称)北橋運動場造成工事に係る訴訟について、裁判所から和解の勧告があり、原告(株)藤井建設が市との協議に応じる姿勢を見せていることから、次の6つの条項により和解に応じようとするものです。

①市に対する2000万円の損害賠償請求の放棄

②各訴えの取り下げ

③指名停止期間の2日間短縮による名誉回復

④(仮称)北橋運動場多目的運動場復旧工事で市が出捐した費用負担について、請求書を受領した日から1か月以内に当事者双方で協議を開始する

⑤協議により解決に至らなかった場合、訴訟その他の解決方法を取ることを互いに妨げない

⑥訴訟費用は各自の負担とする

採決は無記名投票で行われ、賛成少数で否決されました。

## 反対

この和解は欠陥工事をした原告の名誉回復を図ることが第1点にあり、復旧工事については、改めて話し合いを行い、話がつかなければ裁判を起こせるという内容である。

この和解は、一旦休戦状態にしようという形だけの何の意味もない和解であり、原告の指名停止期間を2日間短縮するところに相手方の名誉回復のメリットが生まれるだけなので反対。

## 討論

この裁判においては、復旧工事費用の負担を争点とするものではない。

本件の和解については、原告が市への損害賠償請求を放棄することや、修補の手法、費用負担についても応じる姿勢を見せていることなど、これまでの訴訟の中で市が主張してきた内容について、おおむね受け入れられたに等しく、総合的に判断した結果、和解に応じることが相応であるので賛成。

## 賛成